

寝屋川市国土強靱化地域計画

令和 3 年 2 月
大阪府寝屋川市

目 次

第 1 章 計画策定の趣旨

- 第 1 背景と目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 第 2 位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 第 3 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第 2 章 寝屋川市の地域特性及び災害想定

- 第 1 地域特性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 第 2 対象とする自然災害・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

第 3 章 基本的な考え方

- 第 1 基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 第 2 事前に備えるべき目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 第 3 地域強靱化を推進する上での基本的な方針・・・・・・・・ 12

第 4 章 脆弱性評価

- 第 1 起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)・・・・ 13
- 第 2 脆弱性評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

第 5 章 個別施策分野の推進方針

- 第 1 施策の分野・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
- 第 2 重点化プログラム・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
- 第 3 具体的な取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34

第1章 計画策定の趣旨

第1 背景と目的

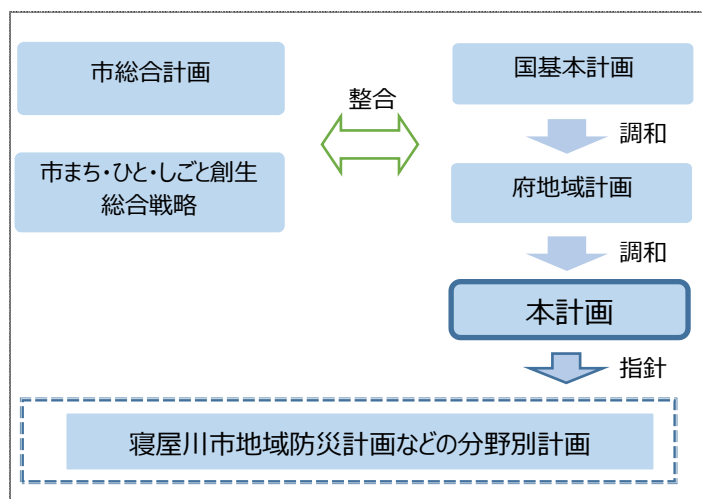
国においては、東日本大震災の教訓などを踏まえ、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりを推進するため、平成25年（2013年）12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）を制定し、平成26年（2014年）6月は基本法に基づき、「国土強靱化基本計画」（以下「国基本計画」という。）を閣議決定するとともに、平成30年12月には計画を改訂し、政府一丸となって強靱な国づくりを計画的に進めている。

また、大阪府においても、平成28年3月に「大阪府強靱化地域計画」（以下「府地域計画」という。）を策定し、令和2年3月には、府地域計画の見直しを行っている。

本市においても、基本法の趣旨を踏まえ、東日本大震災や熊本地震等の教訓から、大規模自然災害が発生しても「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」をもった「強靱な地域」をつくりあげるための取組をとりまとめ、推進していくために国基本計画及び府地域計画を踏まえ、「寝屋川市国土強靱化地域計画」（以下「本計画」という。）を策定する。

第2 位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として、国基本計画及び府地域計画との調和を保ちつつ、市総合計画及び市まち・ひと・しごと創生総合戦略とも整合を図り、本市における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、他の分野別計画の指針となる計画である。



第3 計画期間

強靱化の実現に向けては、長期的な展望を描きつつ、社会情勢の変化や国の強靱化施策の推進状況などに応じた柔軟な対応が必要となることから、計画期間は令和2年度（2020年度）から令和11年度（2029年度）までの10年間とする。

なお、計画期間中であっても、施策の進捗状況、社会経済情勢の変化、災害の教訓等を踏まえ、必要に応じて本計画を見直すこととする。

第2章 寝屋川市の地域特性及び災害想定

第1 地域特性

1 位置及び面積

本市は、大阪府の北東部、淀川左岸に位置し、大阪市域の中心より15キロメートル、京都市域の中心より35キロメートルの位置にある。また、本市の西部は淀川を境として高槻市と摂津市に、東部は交野市に、北部は枚方市に、さらに南部は守口市、門真市、大東市、四條畷市にそれぞれ隣接しており、北河内地域の中心部に位置している。

市域面積は24.70平方キロメートルである。

【位置図】



2 地勢

(1) 山地

市域の南東縁の打上付近に生駒山地北西縁から続く標高100メートルから110メートルで南北方向の稜線を持つ山地が小分布する。

(2) 河川

本市は、全体に淀川水系に属し、この支川に寝屋川、たち川、打上川、讃良川、南前川、岡部川、清滝川、江蟬川、古川などの一級河川があり、これらの河川は大部分が天井川である。

(3) 池・沼

市には24の池・沼が存在し、農業用水、防火用水等として利用されている。

(4) 平野

ア 氾濫平野

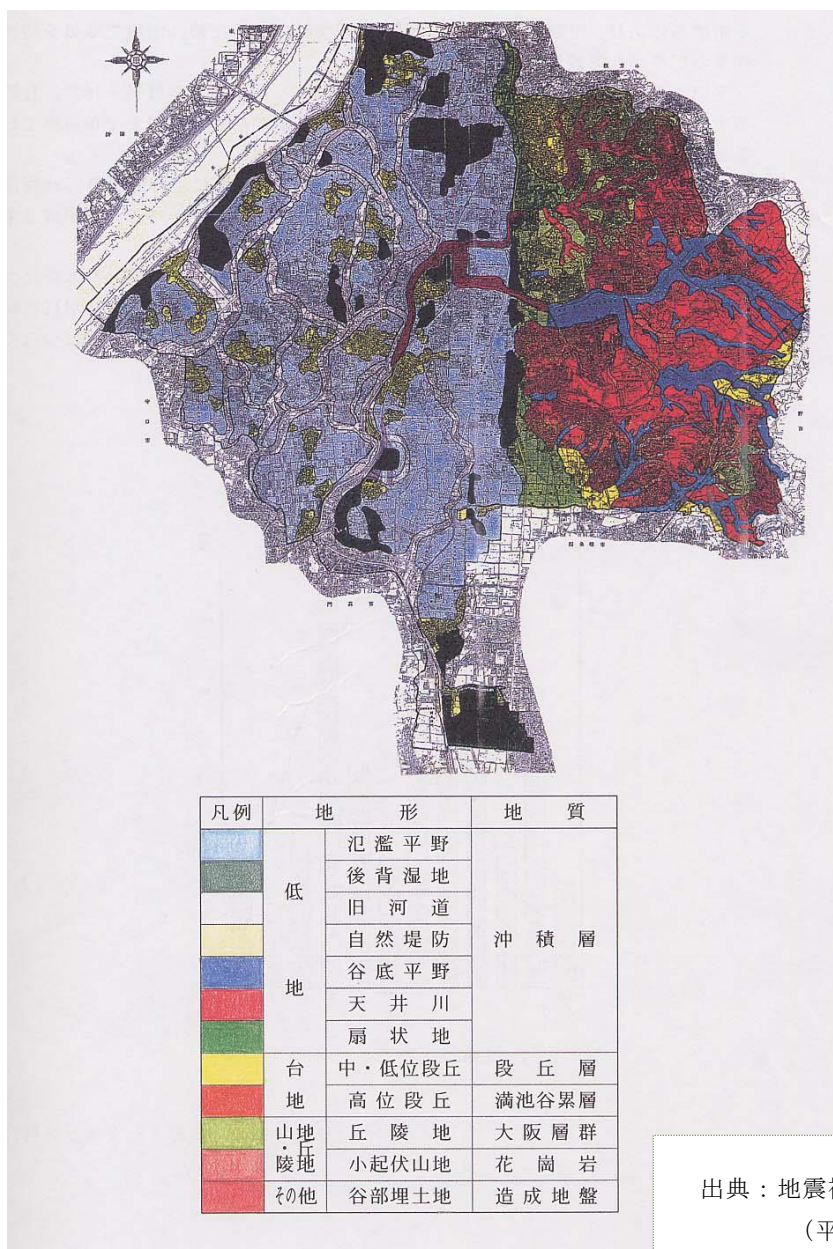
市域の西半分を占める淀川及び寝屋川の氾濫原は、東部の丘陵の縁辺部では標高5メートル前後であるが、西へ向かって標高が低下し、西部の淀川沿いで2メートル前後となっている。

イ 後背湿地

西部の淀川沿いや南縁の寝屋川左岸、東部丘陵に近い低地部等には、標高2メートル未満の後背湿地等が点在している。

ウ 谷底平野

東部の台地を刻む北谷川、たち川、宇谷川、打上川等と、それらが合流した寝屋川沿いに幅100から300メートルの谷底平野が開け、その両岸に高さ10から20メートルの急斜面が続く。また北部では丘陵内に樹枝状に南前川水系の狭い谷底平野が入り組み、南部では生駒山地の西斜面に発する楠根川、讃良川等に沿って、東西方向の幅50から100メートルの谷底平野が続く。



3 気候

本市は、東の生駒山系から伸びる東部丘陵地と淀川流域を中心に京都まで伸びた平坦地帯にあり、北摂の山々と生駒山地に囲まれているため、山地で寒気を防ぎ、四季穏やかな気候に恵まれている。

気温は、大阪市内と大きな相違はなく、年平均気温は16から17℃で、夏の気温はやや高く、7月下旬から8月上旬までが最高で日によっては、39℃に達することもある。

降雨量は、年間1,524.5ミリメートル（平成30年）であるが、梅雨期や台風期には時間雨量30ミリメートル程度の集中豪雨がたびたび発生し、低地浸水等の被害を生ずることがある。（平成24年8月14日豪雨：143ミリメートル／1時間、観測点：点野）

4 人口分布

本市は、昭和26年（1951年）の市制施行時に約3万5千人であった人口は、昭和30年代後半から40年代末にかけての高度経済成長期に大阪都市圏の衛星都市として人口が急増し、昭和35年（1960年）から昭和45年（1970年）までの10年間に人口が5万人から約20万6千人と約4倍に膨れ、昭和50年（1975年）には、人口約25万4千人、人口密度が1万人を超える都市に成長した。

昭和50年以降、約25万人から26万人で推移する状況が続き、平成7年の約26万人をピークに減少に転じ、令和2年11月現在で約23万人となっている。

(1) 常住人口（夜間人口）と昼間人口

市の常住人口(夜間人口)は237,518人で、流出人口は63,385人、流入人口は36,791人となっている。したがって、昼間人口は210,924人となり、昼夜間人口比率は88.8パーセントとなる。（資料「寝屋川市の人口－平成27年国勢調査結果報告書－」）

(2) 在留外国人数

本市の在留外国人数は、令和元年12月末現在で3,093人である。

主な国籍としては、韓国、朝鮮、中国、ベトナム及びフィリピンとなっている。

（資料「寝屋川市統計書2019年版」）

5 市の特性

本市の位置する地域は、高度経済成長期を通じて大阪都心のベッドタウンとして発達した地域で、非常に高い人口密集地域である。

また、河川や山などの豊かな自然とともに交通の利便性にも恵まれる立地条件から地域の中でも先行して発展し、全国的にも非常に高い人口急増を経験している。その

特徴として、密集住宅地区が3地区もあるまちとして形成されており、人口過密都市の代表格として、その名を知られている。

6 市民の防災に関する取組状況

共助の中心的な役割を担う地域協働協議会が全ての小学校区に組織されており、災害時に避難所を開設・運営するマニュアルを全ての地域協働協議会において策定し、各地域で防災訓練等を実施している。

第2 対象とする自然災害

1 災害想定

(1) 地震・津波

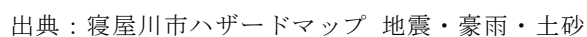
本市では、様々な地震が想定されているが、特に被害が大きい地震としては、海溝型の南海トラフ巨大地震、内陸活断層の生駒断層帯地震がある。

南海トラフ巨大地震については、地震発生に伴う津波が淀川を遡上して本市に影響があるなど想定を超えたリスクも考えられる。

(2) 風水害（台風、豪雨、土砂災害等）

本市が被る風水害としては、停滞前線による豪雨、雷雲の発達等による集中豪雨、台風による風水害及びそれらに起因した内水氾濫及び淀川破堤による外水氾濫による浸水被害などが考えられる。

また、豪雨等の影響により、東部地域及び平坦部の標高の高い地域における土砂災害警戒区域等においては、土砂災害（土石流・急傾斜地崩壊）の危険性も有している。



2 被害想定

(1) 南海トラフ巨大地震

紀伊水道沖ではマグニチュード8を超える南海トラフ巨大地震が一定のサイクルで繰り返し発生しており、前回の南海トラフ巨大地震（昭和東南海地震及び昭和南海地震）からは既に70年以上が経過していることから、30年以内に70パーセントから80パーセントの確率で大地震が発生するとされている。

また、東海・東南海・南海トラフ巨大地震が連動して発生する可能性もあり、広範囲に及ぶ被害が予想されており、本市では震度6弱が想定されている。

寝屋川市における南海トラフ巨大地震の被害想定（府実施）

想定地震		南海トラフ巨大地震	備考
項 目			
最大震度		6弱	
建物全半壊棟数	全壊棟数	12,804棟	揺れ・液状化・急傾斜地崩壊・地震火災の被害の合計
	半壊棟数	12,661棟	
建 物 被 害 計		25,465棟	
炎上出火件数		8件	冬18時の算定値
死 者		78人	同上
負 傷 者		1,449人	同上
り 災 者 数		103,692人	1ヶ月後避難者数
避難所生活者数		41,040人	1週間後避難所避難者数
停電		52,841軒	被災直後、停電率49.0%
ガス供給停止		91,000戸	停止率90.2%
水道断水		230,000人	被災直後、断水率96.3%
固定電話不通		36,000回線	被災直後、不通契約数73.5%

（「大阪府防災会議 南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会 第4回（平成25年10月）・第5回（平成26年1月）配布資料」より抜粋・集計）

(2) 生駒断層帯地震

生駒断層帯は、生駒山に位置する活断層帯である。

生駒断層帯地震では、大阪府東部に大きな被害が想定され、本市では震度6強が想定されている。

生駒断層帯地震による寝屋川市における被害の想定（府実施）

項 目		想定地震	備考
最大震度		4～7	
建物全半壊棟数	全壊棟数	18,355棟	揺れ・液状化・急傾斜地崩壊・地震火災の被害の合計
	半壊棟数	15,825棟	
建 物 被 害 計		34,180棟	
炎上出火件数		10（20）件	冬18時の算定値
死 者		519人	同上
負 傷 者		3,485人	同上
り 災 者 数		132,820人	1ヶ月後避難者数
避難所生活者数		38,518人	1週間後避難所避難者数
停電		55,789軒	被災直後、停電率46.1%
ガス供給停止		101,000戸	停止率100%
水道断水		198,000人	被災直後、断水率80.1%
固定電話不通		4,154回線	被災直後、不通契約数1.8%

※ 出火件数は夕刻発生の地震後1時間の件数、（ ）は1日の件数

死者、負傷者数は建物被害（夕刻）・火災（夕刻、超過確率1%風速）によるものの合計

り災者、避難生活者数は建物被害・火災によるものの合計

（大阪府自然災害総合防災対策検討（地震被害想定）報告書（平成19年3月）より作成）

（3）内水氾濫（ポンプ調整ルール発動時）

本市は、寝屋川流域の最上流部に位置しており、平坦部において低地が多い地域特性のため、内水氾濫での浸水被害を数多く経験してきている。平成24年8月14日には市内約7,000戸が床上床下浸水の被害に遭うなど、内水の排水が間に合わず被害が出やすい地域である。また、寝屋川流域において、河川の水位が一定以上になると下水道ポンプによる寝屋川への排水が制限される「ポンプ調整ルール」が発動されることから、内水氾濫の被害は大きくなることが想定されている。

（4）外水氾濫

本市は、淀川左岸に位置しており、市街地も淀川堤防沿いに存在するため、淀川が破堤した場合、西側市域の半分が浸水すると想定されています。また、寝屋川、古川が破堤した場合には、西側に加え、南側市域も浸水すると想定されており、非常に多くの市民が避難を強いられる事態となる。

第3章 基本的な考え方

第1 基本目標

本計画は、国基本計画及び府地域計画を踏まえ、次の項目を「基本目標」とする。

- (1) 人命の保護が最大限図られること
- (2) 市域の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること
- (3) 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- (4) 迅速な復旧復興

第2 事前に備えるべき目標

強靱化を推進する上での「事前に備えるべき目標」として、次の8つを設定する。

- (1) 直接死を最大限防ぐ。
- (2) 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する。
- (3) 必要不可欠な行政機能は確保する。
- (4) 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する。
- (5) 地域社会・経済活動を機能不全に陥らせない。
- (6) ライフライン、供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる。
- (7) 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない。
- (8) 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する。

第3 地域強靱化を推進する上での基本的な方針

地域強靱化の目的、基本目標を踏まえ、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興等に資する大規模自然災害に備えた強靱な地域づくりについて、過去の災害から得られた経験を最大限活用しつつ、次の方針に基づき推進する。

1 地域強靱化の取組姿勢

- ・市の強靱化を損なう本質的原因をあらゆる側面から検証し、取組を推進する。
- ・短期的な視点だけではなく、長期的な視野も持ち、計画的に取組を推進する。

2 適切な施策の組合せ

- ・ハード対策とソフト対策を適切に組合せ、効果的に施策を推進する。
- ・「自助」「共助」及び「公助」を適切に組合せ、市と市民が適切に連携及び役割分担して取り組む。
- ・非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効活用される対策となるように工夫する。

3 効率的な施策の推進

- ・既存の社会資本の有効活用等により、取組に要する費用を抑制し、効率的に施策を推進する。
- ・施設等の効率的かつ効果的な維持管理に努める。
- ・人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進する。

4 地域の特性に応じた施策の推進

- ・人のつながりやコミュニティ機能を向上させるとともに、地域における強靱化推進の担い手が活躍できる環境整備に努める。
- ・高齢者、子ども、障害者等に十分配慮して施策を講じる。
- ・地域の特性に応じて、自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮する。

5 P D C I サイクルに基づく進捗管理

- ・本計画の進捗管理は、P D C I サイクルにより行うこととし、毎年度、各施策の進捗状況を踏まえながら検証を行い、必要に応じて計画の見直しを図る。

第4章 脆弱性評価

第1 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

本市で想定される大規模自然災害に対して、最悪の事態を回避するための施策を検討するため、国基本計画や府地域計画、本市の地域特性等を踏まえ、8つの「事前に備えるべき目標」において、38の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を次のとおり設定した。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	密集住宅地区や不特定多数が集まる施設等における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-3	大規模津波等による多数の死傷者の発生
		1-4	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生 ※風水害
		1-5	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期間にわたる停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		2-3	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
		2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の停止による医療機能の麻痺
		2-6	被災地における疾病・感染症等の大規模発生
		2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の健康状態の悪化、死者の発生

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	被災による治安の悪化、社会の混乱
		3-2	市役所機能の機能不全
		3-3	市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
		4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
5	地域社会・経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
		5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
		5-3	重要な産業施設や商業施設の損壊、火災、爆発等
		5-4	基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
		5-5	食料等の安定供給の停滞

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
6	ライフライン、供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
		6-2	水道等の長期間にわたる供給停止
		6-3	ごみ処理・下水道施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4	交通インフラの長期間にわたる機能停止
		6-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地の大規模火災発生による多数の死傷者の発生
		7-2	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺
		7-3	ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生
		7-4	有害物質の大規模拡散・流出
		7-5	農地等の荒廃による被害の拡大

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
8	地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞による復興が大幅に遅れる事態
		8-2	復興を支える人材（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興が大幅に遅れる事態
		8-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		8-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		8-5	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒壊等による経済等への甚大な被害

第2 脆弱性評価

38の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに、本市が取り組んでいる施策について、その取組状況や現状の課題を分析するとともに、進捗が遅れている施策や新たな施策の必要性について検討し、脆弱性評価を次のとおり行った。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
（災害に強い都市整備の推進） ○建築物の耐震化・不燃化・都市の再整備、新市街地の形成、防災空間の確保など、計画的かつ重点的に都市の耐震化、防災化を推進し、災害に強い都市構造を形成する必要がある。 （住宅・建築物等の耐震化） ○大規模地震が発生した場合、市街地における住宅・建築物の倒壊などにより、多数の人的被害が想定されるため、住宅・建築物の耐震化を促進する必要がある。 ○住宅内で被害を受けまいよう、家具の固定などの防災対策の普及啓発を行う必要がある。 （非構造部材の耐震化） ○民間建築物の非構造部材の耐震化を促進する必要がある。 ○避難所に指定されている学校等の屋内運動場の非構造部材の耐震化は完了しているが、その他の市民が利用する公共施設の非構造部材も、当該箇所に設置されているその他の部材と合わせて耐震化を進める必要がある。 （交通施設及び沿線・沿道建物の耐震化） ○緊急輸送道路沿道の建物の耐震化を促進する必要がある。 （道路及び橋梁の長寿命化） ○道路及び橋梁が災害時にも適切に機能するよう適宜点検を実施し、必要な対策を進める必要がある。			

(避難路の確保) ○大規模地震時に交通の障害となることを防ぐため、無電柱化や落橋対策等を進める必要がある。 ○災害時の避難障害となることを防ぐため、危険性の高い空家等の把握を進め、適切な対策を進める必要がある。 ○新たな避難経路を確保する必要がある。 (火災予防・被害軽減のための取組) ○大規模地震が発生した場合、住宅密集地や不特定多数の人が集まる施設の火災による、物的・人的被害が想定されるため、出火防止対策及び建物の関係者や市民の防火意識の向上を図る必要がある。 (通信基盤・施設の堅牢化・高度化、体制・装備資機材や訓練の充実強化) ○大規模地震が発生した場合、円滑に通信、情報伝達ができるよう情報システムや通信手段の耐災害性を強化するとともに、防災行政無線を始め、あらゆる手段により市民に情報伝達ができるよう訓練を行う必要がある。	
1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設等における大規模火災による多数の死傷者の発生 (密集住宅地区の解消) ○大規模地震が発生した場合、地震時に伴う火災により密集住宅地区における延焼被害が想定されるため、国土交通省より「地震時等に著しく危険な密集市街地」に指定された地区を始め、密集住宅地区の解消を図る必要がある。 (都市公園事業の推進) ○大規模地震等が発生した場合、市街地での大規模火災が発生することが想定されるため、都市公園事業の推進により、災害発生時の避難・救援活動の場となる都市公園や緑地を確保する必要がある。
1-3	大規模津波等による多数の死傷者の発生 (津波避難対策の市民周知等) ○地震発生に伴う津波が淀川を遡上して本市に影響があるリスクについて、垂直避難など津波避難対策の市民への周知を徹底する必要がある。 ○洪水に備え、民間事業者等と垂直避難の協定等を締結する必要がある。

1-4	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生 ※風水害
(治水対策の促進) ○近年、気候変動による集中豪雨の発生が増加傾向にあり、大規模洪水による甚大な浸水被害が懸念されるため、総合的な治水対策の整備促進を図る必要がある。 ○市街地の浸水を防ぐため、雨水貯留施設の更なる整備、下水道施設の適切な更新など、都市基盤施設の老朽化対策を実施する必要がある。 ○ため池や水路等の農業用施設の改修や老朽化対策を推進する必要がある。 ○水防力の強化及び情報化を推進する必要がある。 (洪水ハザードマップの改訂) ○市民が水害による浸水の危険性を事前に把握するために作成した浸水想定区域を示した洪水ハザードマップについては、適宜改訂を図る必要がある。 (防災情報の提供) ○異常気象等による豪雨が発生した場合、浸水により市民等の生命・身体に危害が生じるおそれがあるため、防災行政無線、市ホームページ、SNS等による多様な媒体による防災情報の提供が必要である。 ○淀川、寝屋川、古川の氾濫による激甚化災害に対して、円滑な警戒避難体制の構築を図るため、洪水ハザードマップ等を市民に周知する等のソフト対策を推進する必要がある。	
1-5	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
(土砂災害警戒区域等の周知) ○土砂災害が発生するおそれがある土地の区域における警戒避難体制の整備等を図るため、指定された土砂災害警戒区域等を基に、土砂災害に対する安全度の向上を図る必要がある。	

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期間にわたる停止
（災害時応援協定の締結の推進） ○災害時における応援業務について、社会福祉法人、株式会社などと災害時応援協定を締結しているが、より一層、想定できる各分野の民間企業との災害時応援協定の締結を推進する必要がある。 （応急給水体制の整備） ○災害時等において水道管が被災した場合、市民生活や社会活動に必要不可欠な水の供給に支障をきたすおそれがあるため、「上下水道局事故・災害対策マニュアル」に基づく人員配置に努め、応急給水や水道管の復旧に迅速に対応する人材育成・機材確保及び修繕業者との連携を図り、危機管理事象に速やかに対応する必要がある。 （防災・防疫拠点施設の整備） ○防災・防疫拠点施設を整備し、大規模災害時等における自衛隊・消防・警察の広報支援基地、避難場所並びに救援物資及び防災備品の備蓄基地及び中継基地として活用するとともに、市役所が被災した場合の情報発信拠点の整備を検討する必要がある。 （災害時に様々な支援を受け入れるための体制の構築） ○災害時における様々な支援を円滑に受け入れるため、受援体制を構築する必要がある。			
2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生		
（物資輸送ルートの確保） ○大規模自然災害が発生した際、避難、支援及び輸送のための主要な道路が寸断され、被災地への食料・飲料水等生命に関わる物資供給が長期停止することが想定されるため、道路施設や橋梁などの耐震化を推進するとともに、大規模な災害時に被災者へ食糧・飲料水等生命に関わる物資供給を適切に行えるよう対策を図る必要がある。			

(相談体制の確立) ○被災者のこころのケアを行うため、こころの健康に関する相談の実施体制の確保やDPAT（災害派遣精神医療チーム）の受入体制の確保が必要である。	
2-3	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足 (災害対応業務の標準化) ○地域防災計画・避難所開設・運営マニュアル等により市役所が行う災害対応業務の標準化を図る必要がある。 (防災関係機関との連携強化・訓練) ○阪神・淡路大震災や東日本大震災の教訓をいかし、平時から防災総合訓練などを通じた関係機関との連携等、防災体制の強化に努めているが、台風等の豪雨による教訓もいかした合同防災訓練を実施するため、関係機関との連携を強化する必要がある。 (情報通信機能の耐災害性の強化) ○情報通信機能の耐災害性の強化、高度化を着実に推進する必要がある。 (消防資機材等の確保) ○資機材等の装備、消火用消防水利の絶対数が不足し、消火・救助・救急活動等が大幅に遅延する事態を回避するため、消防活動に関する正確な情報収集・迅速な伝達、消防水利の確保といった事項に取り組む必要がある。
2-4	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱 (帰宅困難者の受入れに必要な一時滞在施設の確保) ○帰宅困難者数の想定に対して、駅周辺等の一時滞在施設の確保や鉄道の運行情報等の発信などの対策が必要である。
2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の停止による医療機能の麻痺 (地域の医療機関との連携体制の構築) ○大規模災害時における傷病者の速やかな搬送のため、DMAT（災害派遣医療チーム）や各種医療救護班と関係機関との連携体制の確立を図る必要がある。

(医療用資機材・医薬品等の供給体制の整備)

○大規模災害時の医療用資機材・医薬品等の供給体制を整備する必要がある。

(受援体制の強化)

○災害拠点病院での傷病者の受入れ、災害現場での応急処置等を実施するDMAT（災害派遣医療チーム）の出動・受入体制の充実が必要である。

(高度在宅医療患者への対応)

○停電やケアの提供が途絶えることに対し、非常用電源や安全な療養先を早急に確保する必要がある。

○平時から非常用電源や医療用物資の確保について準備し、対策しておく必要がある。

(応援医療体制の整備・拡充)

○医薬品や燃料等について、病院等での備蓄に加え、関係団体における流通備蓄などが必要である。

2-6

被災地における疾病・感染症等の大規模発生

(平時からの感染症予防の促進)

○平時からの予防接種の促進や手洗い、咳エチケットの励行など、感染症予防のための健康指導を行う必要がある。

(消毒や害虫駆除等)

○市内全域で消毒及び害虫駆除しなければならなくなった時は、人手が足りないため、対策を行う必要がある。

(下水の速やかな排除・処理)

○被災時に下水道（汚水処理）機能を十分に確保するため、関係各課間の連絡体制及び応援体制を構築する必要がある。

(衛生管理の強化)

○被災地域における食中毒の未然防止を図るため、平常時から、衛生講習会等を実施し、食品衛生に関する意識向上を図るとともに、食品関係施設へ災害時における食品衛生についての衛生指導や市民への広報を行う必要がある。

(感染症対策の充実)

○被災地域における感染症の拡大を抑えるため、感染症の発生動向を把握し、必要な疫学調査及び健康診断の勧告等を行うなど、迅速かつ的確に防疫活動や保健活動を行う必要がある。

2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の健康状態の悪化、死者の発生
(下水の速やかな排除・処理) ○被災時に下水道（汚水処理）機能を十分に確保するため、関係各課間の連絡体制及び応援体制を構築する必要がある。(再掲) (下水道業務継続計画（BCP）の検証) ○下水道業務継続計画の実効性等の検証を行う必要がある。 (医療活動を支える取組) ○災害時の医療活動に対応できるよう、避難所アセスメント能力の向上のための職員研修を行う必要がある。 (家庭動物保護体制の整備) ○災害発生時に、飼い主がわからない負傷動物等の保護を図るため、大阪府動物愛護管理センターを軸とした大阪府災害時動物救護活動マニュアルに基づく体制を整備する必要がある。 (相談体制の確立) ○被災者のこころのケアを行うため、こころの健康に関する相談の実施体制の確保やDPAT（災害派遣精神医療チーム）の受入体制の確保が必要である。(再掲) (避難体制の確立) ○避難者の健康管理や生活環境の整備を行うため、大阪府と連携して避難所・福祉避難所・応急仮設住宅等において、健康相談、訪問指導、健康教育、健康診断等の実施体制の強化を図る必要がある。	

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	被災による治安の悪化、社会の混乱
(災害時における地域防犯体制の充実) ○寝屋川市防犯協会、寝屋川警察署等と連携を図り、防犯啓発などを実施するとともに、防犯カメラの設置・運用、夜間の時間帯における青色防犯パトロールの実施など、市独自の防犯活動に積極的に取り組み、犯罪抑止につなげているが、災害時における防犯体制の強化を図る必要がある。			

3-2	市役所機能の機能不全
(防災拠点の整備・充実) ○避難所に指定されている学校等の屋内運動場の非構造部材の耐震化は完了しているが、その他の市民が利用する公共施設の非構造部材も、当該箇所に設置されているその他の部材と合わせて耐震化を進める必要がある。 (公の施設の指定管理者との協定の締結推進) ○指定管理者が管理している避難所となる公の施設について、災害発生時にも安全な施設として整備するとともに、市との役割分担を決めておく必要がある。 (通信基盤・施設の堅牢化・高度化、体制・装備資機材や訓練の充実強化) ○大規模地震が発生した場合、円滑に通信、情報伝達ができるよう情報システムや通信手段の耐災害性を強化するとともに、防災行政無線を始め、あらゆる手段により市民に情報伝達ができるよう訓練を実施する必要がある。(再掲)	
3-3	市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
(業務継続体制の強化) ○市では業務継続計画（BCP）を策定しており、今後は実効性向上のための取組の推進により、業務継続体制を強化する必要がある。 (災害時支援体制の維持) ○応急活動に不可欠な緊急車両等の燃料確保が十分でないため、関係機関と供給における協定を締結する必要がある。 (電力供給遮断時の電力確保) ○電力供給遮断等の非常時に、防災拠点での災害応急対策の指揮、情報伝達等のための電力確保を行うため、非常用発電機及びその燃料の確保等を図る必要がある。 (庁内ネットワーク及び基幹系ネットワークの機器等の耐災害性の強化等) ○庁内ネットワーク及び基幹系ネットワークにおいて、障害、災害等による業務停止の防止を念頭に、より一層、機器・通信回線の耐災害性を強化する必要がある。 (公の施設の指定管理者との協定の締結推進) ○指定管理者が管理している避難所となる公の施設について、災害発生時にも安全な施設として整備するとともに、市との役割分担を決めておく必要がある。(再掲)	

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
（情報通信システム基盤の耐災害性の強化等） ○電力の供給停止等により、情報通信が麻痺・長期停止した場合でも、防災情報等を市民へ情報伝達できるよう、情報システムや通信手段の耐災害性を強化する必要がある。 （情報伝達機器等を活用した災害対策） ○防災行政無線電話応答サービス、市公式ホームページ及びテレビのデータ放送を始め、多様な手段による情報伝達を図っているが、より一層、新たな手段・技術を活用した情報伝達の多様化を図る必要がある。			
4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態		
（情報伝達機器等を活用した災害対策） ○防災行政無線電話応答サービス、市公式ホームページ及びテレビのデータ放送を始め、多様な手段による情報伝達を図っているが、より一層、新たな手段・技術を活用した情報伝達の多様化を図る必要がある。（再掲）			
4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態		
（情報収集伝達体制の強化） ○市民への確実な情報発信のため、防災情報メールや SNS 等を活用した災害情報の発信、多言語化や文化の違いを考慮した情報の発信が必要である。			

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
5	地域社会・経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
（事業者による自主防災体制の整備） ○重要な産業施設・商業施設の損壊、火災、爆発等を防ぐため、関連事業所の BCP の策定等を行う必要がある。 （道路及び橋梁の長寿命化） ○道路及び橋梁が災害時にも適切に機能するよう適宜点検を実施し、必要な対策を進める必要がある。（再掲）			
5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響		
（事業者による自主防災体制の整備） ○重要な産業施設・商業施設の損壊、火災、爆発等を防ぐため、関連事業所の BCP の策定等を行う必要がある。（再掲）			
5-3	重要な産業施設や商業施設の損壊、火災、爆発等		
（事業者による自主防災体制の整備） ○重要な産業施設・商業施設の損壊、火災、爆発等を防ぐため、関連事業所の BCP の策定等を行う必要がある。（再掲）			
5-4	基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響		
（交通確保体制の整備） ○交通インフラの長期間にわたる機能停止を防ぐため、幹線道路ネットワークの整備等の防災対策を行う。 （無電柱化等） ○大規模地震等が発生した場合、電柱の倒壊により道路交通が阻害され、避難経路に障害が及ぶことが想定されるため、倒壊した電柱の早期撤去・復旧に向けた民間事業者との情報共有及び連携体制の強化を図るとともに、市街地等における道路の無電柱化を検討し、災害時にも確実な避難や応急対策活動ができるよう道路の安全性を高める必要がある。			

5-5	食料等の安定供給の停滞
(農地等の防災対策) ○被災した農地や水路等の農業用施設の早期復旧に向けた体制の構築等が必要である。	

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
6	ライフライン、供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
(電力供給遮断時の電力確保) ○電力供給遮断等の非常時に、避難の受入れを行う避難所における生活等に必要不可欠な電力や防災拠点での災害応急対策の指揮、情報伝達等のための電力確保のため、非常用発電機及びその燃料の確保等を図る必要がある。(再掲) (再生可能エネルギー等の導入促進) ○長期間にわたる電気の供給停止時にも、家庭や事業所で電気を確保するため、太陽光発電システムや蓄電池の導入を促進する施策の検討が必要である。 (市域東部エリアのまちづくり) ○災害発生時における寝屋川公園（広域避難所）への円滑な避難経路及び輸送路の確保、電線類の地中化、駅周辺への防災拠点ともなり得る都市機能の誘導など、市域東部エリアのまちづくりを推進する必要がある。 (無電柱化等) ○大規模地震等が発生した場合、電柱の倒壊により道路交通が阻害され、避難経路に障害が及ぶことが想定されるため、倒壊した電柱の早期撤去・復旧に向けた民間事業者との情報共有及び連携体制の強化を図るとともに、市街地等における道路の無電柱化を検討し、災害時にも確実な避難や応急対策活動ができるよう道路の安全性を高める必要がある。(再掲) (耐食性・耐震性に優れたガス管への取替え) ○地震発生時にはガス管が損傷し、ガスの供給停止が長時間にわたって発生する可能性があるため、対策を行う必要がある。			

(災害時の支援体制の維持) ○応急活動に不可欠な緊急車両等の燃料確保が十分でないため、関係機関と供給における協定を締結する必要がある。(再掲)	
6-2	水道等の長期間にわたる供給停止
(水道施設の機能確保) ○地震災害時における水道施設の機能停止を防ぐため、水道施設の老朽化対策を進める必要がある。 (他水道事業者等の連携や人材育成・強化の推進) ○災害等により水道供給が停止した場合に、早期に水道供給が可能となるように、他水道事業者や民間企業との連携による協力体制の構築と、災害時に迅速に対応できる人材育成を推進する必要がある。 (水道管の耐震化) ○大規模災害発生時において水道管が被災した場合、市民生活や社会活動に必要不可欠な水の供給に支障をきたすおそれがあることから、被害の影響を最小限にとどめるため、水道管の耐震化を推進する必要がある。	
6-3	ごみ処理・下水道施設等の長期間にわたる機能停止
(下水道業務継続計画（BCP）の検証) ○下水道業務継続計画（BCP）を策定しているが、適時検証を行い、さらに精度を高める必要がある。(再掲)	
6-4	交通インフラの長期間にわたる機能停止
(交通確保体制の整備) ○交通インフラの長期間にわたる機能停止を防ぐため、幹線道路ネットワークの整備等の防災対策を行う。(再掲)	
6-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全
(庁内ネットワーク及び基幹系ネットワークの機器等の耐災害性の強化等) ○庁内ネットワーク及び基幹系ネットワークにおいて、障害、災害等による業務停止の防止を念頭に、より一層、機器・通信回線の耐災害性を強化する必要がある。(再掲) (大規模災害時の広域的な応援体制の整備) ○災害からの復興を円滑に遂行できる広域的な応援協力体制を整備する必要がある。	

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地の大規模火災発生による多数の死傷者の発生
（災害に強い都市整備の推進） ○建築物の耐震化・不燃化・都市の再整備、新市街地の形成、防災空間の確保など、計画的かつ重点的に都市の耐震化、防災化を推進し、災害に強い都市構造を形成する必要がある。（再掲） （密集住宅地区の解消） ○大規模地震が発生した場合、地震時に伴う火災により密集住宅地区における延焼被害が想定されるため、国土交通省より「地震時等に著しく危険な密集市街地」に指定された地区を始め、密集住宅地区の解消を図る必要がある。（再掲）			
7-2	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺	（住宅・建築物等の耐震化） ○大規模地震が発生した場合、市街地における住宅・建築物の倒壊などにより、多数の人的被害が想定されるため、住宅・建築物の耐震化を促進する必要がある。（再掲） （道路の安全確保） ○災害時の幹線道路の通行機能を確保するため、道路陥没等の危険個所の点検・調査を行う必要がある。	
7-3	ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生	（地盤災害予防対策の推進） ○豪雨等で流出堆積した流木・土砂を早期に撤去する必要がある。	
7-4	有害物質の大規模拡散・流出	（有害物質（石綿）の拡散や漏えいの防止対策） ○地震発生時に事業場からの有害物質（石綿）の拡散や漏えいによる健康被害や周辺環境への悪影響の拡大を防ぐ必要がある。	
7-5	農地等の荒廃による被害の拡大	（地盤災害予防対策の推進） ○豪雨等で流出堆積した流木・土砂を早期に撤去する必要がある。（再掲）	

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
8	地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞による復興が大幅に遅れる事態
（災害廃棄物を仮置きするためのストックヤードの確保） ○災害に応じたストックヤードの在り方を検討する必要がある。 （災害廃棄物処理計画の推進） ○災害廃棄物対策指針、地域防災計画等を踏まえ、想定される災害に応じて、災害廃棄物等の量、運搬方法等を把握し、災害廃棄物の処理について市域だけでなく広域で検討するとともに、寝屋川市災害廃棄物処理基本計画を適時及び継続的に見直し、処理の実効性の向上に努める必要がある。			
8-2	復興を支える人材（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興が大幅に遅れる事態	（迅速な復旧・復興や円滑な防災・減災事業の実施） ○災害後の円滑な復旧・復興を確保するため、地籍調査等により土地境界等を明確にしておくことが重要となるが、地籍調査の進捗率が未だ低いため、より一層、推進する必要がある。	
8-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失	（地域コミュニティの構築の推進） ○災害が起きた時の市民の対応力を向上させるため、地域コミュニティを支援する必要がある。本市においては、自治会や地域協働協議会の活動支援のほか、地域のハザードマップ作成・訓練・防災教育等を通じた地域づくり等の取組を充実する必要がある。 （文化財等の保護） ○災害に備え、文化財を安全に管理する必要がある。	

8-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
(被災者生活再建支援) ○被災者の生活を迅速に再建・回復できるようにするため、適切な措置を講じる必要がある。	
8-5	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒壊等による経済等への甚大な被害
(地域の中小企業等の事業再開のための支援体制の充実) ○地域経済を迅速に再建・回復できるようにするため、中小企業等の事業再開に向けた支援が必要である。	

「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとの脆弱性評価結果に基づく、「8の事前に備えるべき目標と事前の備えが効果を発揮する期間」について

事前に備えるべき目標	効果を発揮する期間	(想定) 南海トラフ巨大地震被害における効果を発揮する主な期間					
		発災時	発災直後	1週間	1ヶ月	6ヶ月	それ以降
1 直接死を最大限防ぐ	主に、災害の発生の瞬間から公的な救助が到達するまでの間	○	○				
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	主に、災害の発生直後から、災害急性期医療の時期を経て、仮設住宅が整うまでの間		○	○			
3 必要不可欠な行政機能は確保する	主に災害の発生直後から、行政の業務賦課が概ね発災前の状況に戻るまでの間（台風のように、事前に大規模災害発生の懸念があるときから発災までの間の対応を含む）		○	○			
4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	主に、災害の発生の瞬間から、各種ライフラインの復旧が始まるまでの間		○	○			
5 地域社会・経済活動を機能不全に陥らせない	主に、発災後、被災地の経済活動の停止や交通分断等の影響が被災地外に及び始めるころから、被災地の経済活動の再開、交通分断の解消が進むか、代替措置が整い、被災地外の活動が概ね正常化するまでの間		○	○	○	○	
6 ライフライン、供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	主に、救助・救急活動が最優先となる時期を過ぎて以降			○	○	○	
7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	主に、最初の物的被害（施設等の被災）が発生した直後から、新たな災害となる物質や施設等が除却されるか、当該物的被害の復旧（代替措置含む）が終わるまでの間		○	○	○	○	
8 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	主に、仮設住宅の一部入居開始の受付が始まる時期以降				○	○	○

第5章 個別施策分野の推進方針

第1 施策の分野

第4章第2の脆弱性評価の結果及び府地域計画を踏まえ、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するために必要な施策の分野を次のとおり定め、具体的な取組を整理する。また、各施策と関連した事業については、別に定める。

【個別施策分野】

- ①行政機能／消防／防災教育等 ②住宅・都市 ③保健・医療・福祉
- ④エネルギー・環境 ⑤情報通信 ⑥産業構造 ⑦交通・物流
- ⑧農林業 ⑨国土保全・土地利用

【横断的施策分野】

- ⑩リスクコミュニケーション ⑪人材育成

第2 重点化プログラム

限られた資源で効率的・効果的に強靱化を進めるためには、施策の優先順位付けを行い、優先順位の高いものについて、重点化しながら進める必要がある。

国基本計画においては、国土の強靱化を実現するために重要なプログラムとして、45のプログラムを設定し、重点化すべき15のプログラムを選定している。

本計画では、リスクシナリオ単位で施策の重点化を図ることとし、本市が経験した過去の災害や地域特性、緊急性等を勘案し、次のとおり12の重点化プログラムの選定を行った。

【重点化プログラム】

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
1	直接死を最大限防ぐ	1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2 密集住宅地区や不特定多数が集まる施設等における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生
		1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生 ※風水害
		1-5 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期間にわたる停止
		2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		2-3 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
		2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の停止による医療機能の麻痺
		2-6 被災地における疾病・感染症等の大規模発生
		2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の健康状態の悪化、死者の発生
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 被災による治安の悪化、社会の混乱
		3-2 市役所機能の機能不全
		3-3 市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
		4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5	地域社会・経済活動を機能不全に陥らせない	5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
		5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
		5-3 重要な産業施設や商業施設の損壊、火災、爆発等
		5-4 基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
		5-5 食料等の安定供給の停滞
6	ライフライン、供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
		6-2 水道等の長期間にわたる供給停止
		6-3 ごみ処理・下水道施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4 交通インフラの長期間にわたる機能停止
		6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1 地震に伴う市街地の大規模火災発生による多数の死傷者の発生
		7-2 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺
		7-3 ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生
		7-4 有害物質の大規模拡散・流出
		7-5 農地等の荒廃による被害の拡大
8	地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞による復興が大幅に遅れる事態
		8-2 復興を支える人材（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興が大幅に遅れる事態
		8-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		8-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		8-5 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒壊等による経済等への甚大な被害

第3 具体的な取組

(1) 行政機能／消防／防災教育等

【行政機能】

(防災拠点の整備・充実)

- 防災中枢拠点である本庁舎等の施設について、窓ガラスへの飛散防止フィルムの貼り付けなど、非構造部材の耐震化を推進する。

所属	資産活用課	リスクシナリオ	3－2
----	-------	---------	-----

(災害時応援協定の締結の推進)

- 大阪府が策定した「大規模災害時における救援物資に関する行動の備蓄方針」に基づき、必要備蓄量の目標設定、備蓄品の充実及び備蓄倉庫の整備を進めるとともに、多様な方法による物資の調達及び確保手段を確立するため、各種協定締結等に努める。

所属	防災課	リスクシナリオ	2－1
----	-----	---------	-----

(応急給水体制の整備)

- 配水池等の水道施設、耐震性貯水槽、大阪広域水道企業団のあんしん給水栓を利用した拠点給水活動や避難所等への応急給水活動を迅速に行える体制を整備する。
また、平常時から「上下水道局事故・災害対策マニュアル」に基づく給水訓練を定期的に実施する。

所属	経営総務課・水道事業課	リスクシナリオ	2－1
----	-------------	---------	-----

(防災・防疫拠点施設の整備)

- 広域部隊等が災害支援活動を円滑に行えるよう、自衛隊、消防などの防災関係機関と連携の下、防災・防疫拠点施設の整備を進める。

所属	防災課	リスクシナリオ	2－1
----	-----	---------	-----

(災害時に様々な支援を受け入れるための体制の構築)

- 他の自治体や民間事業者からの支援を適切に受け入れるため、災害時における受援計画を策定する等、受援体制を整備する。

所属	防災課	リスクシナリオ	2－1
----	-----	---------	-----

(災害対応業務の標準化)

- 地域防災計画を改訂するとともに、避難所開設・運営マニュアルの作成、各部局における災害時所掌事務マニュアルの更新等、災害対応業務の標準化を図る。

所属	防災課	リスクシナリオ	2－3
----	-----	---------	-----

(帰宅困難者の受入れに必要な一時滞在施設の確保)

- 大阪府、市内業者及び関係機関と連携の下、災害発生時に帰宅困難者等による混乱が想定される駅周辺の混乱防止対策及び一斉帰宅の抑制対象者を安全に帰宅させるための帰宅支援対策を検討する。

所属	防災課	リスクシナリオ	2－4
----	-----	---------	-----

(業務継続体制の強化)

- 業務継続計画に基づき、災害対策本部の拠点である本庁舎の機能不全時の代替施設を市議会棟に定め、災害直後から必要不可欠な情報発信拠点など行政機能の確保を図る。

所属	資産活用課・防災課	リスクシナリオ	3－3
----	-----------	---------	-----

(電力供給遮断時の電力確保)

- 災害対策本部の機能を維持するため、本庁舎の非常用発電設備の点検及び必要電力量の定期的な見直しを行う。

所属	資産活用課	リスクシナリオ	3－3、6－1
----	-------	---------	---------

- 電力供給遮断時の電力確保のため、本庁舎への供給線路について、災害時に適切に機能するよう定期的に保安確認を行う。

所属	資産活用課	リスクシナリオ	6－1
----	-------	---------	-----

(下水の速やかな排除・処理)

- 重要な幹線管渠及びマンホールの耐震化を優先的に進める。また、インフラ保全計画（下水道ストックマネジメント計画に定める改築実施計画）に基づき、下水道施設の計画的な施設の改築更新を進めるとともに、効率的な維持管理を適切に行う。

所属	下水道事業室	リスクシナリオ	2－6、2－7
----	--------	---------	---------

- 市民への周知、避難所等の衛生管理など、下水道機能の復旧までに必要な対応策や人的支援について、関係部局との情報交換及び調整を行い、応援体制や支援内容を検討する。

所属	下水道事業室	リスクシナリオ	2－6、2－7
----	--------	---------	---------

(水道管の耐震化)

- 大規模災害発生時を想定し、水道管路の耐震化率向上及び強靱な水道管路網の構築に取り組むため、施設等整備事業計画に基づく水道管路の更なる耐震化を推進し、安全・安心な水道水の安定供給を図る。

所属	水道事業課	リスクシナリオ	6－2
----	-------	---------	-----

(水道施設の機能確保)

- 地震災害時の被害発生の抑制・影響の最小化のため、第10期施設等整備事業計画に基づき、老朽化した設備の更新、配水池の2池化や防水改修、非常用発電機更新による停電対策等を実施する。

所属	水道事業課	リスクシナリオ	6－2
----	-------	---------	-----

(文化財等の保護)

- 災害時における文化財の保全のため、収蔵スペースの確保等を検討する。
また、史跡については災害などに備えるべく環境整備も併せて検討する。

所属	文化スポーツ室	リスクシナリオ	8－3
----	---------	---------	-----

【消防】

（火災予防・被害軽減のための取組）

- 災害時の消火用水及び飲料水の確保を目的とする飲料水兼用耐震性貯水槽の維持管理を引き続き適切に行う。また、消防団の活動のPR等を行い、消防団に対する市民の理解促進及び自主防災組織等との連携強化を促進する。

所属	防災課	リスクシナリオ	1 - 1
----	-----	---------	-------

（消防資機材等の確保）

- 消防団車両等の更新を計画的に行う。

所属	防災課	リスクシナリオ	2 - 3
----	-----	---------	-------

- 複雑多様化する災害、増加する救急事案等に的確に対応するため、消防車両等の増強・更新を計画的に行う。

所属	防災課（枚方寝屋川消防組合）	リスクシナリオ	2 - 3
----	----------------	---------	-------

【防災教育】

（津波避難対策の市民周知等）

- 大阪府による南海トラフ巨大地震の府域の被害想定では、寝屋川市での津波の被害は想定されていないが、想定を超える災害が起きる可能性があることを市ホームページ、市広報誌等で市民に周知する。

所属	防災課	リスクシナリオ	1 - 3
----	-----	---------	-------

（防災関係機関との連携強化・訓練）

- 防災関係機関と連携の下、過去の台風等の豪雨による災害等からの教訓をいかした合同防災訓練を実施する。

所属	防災課	リスクシナリオ	2 - 3
----	-----	---------	-------

(帰宅困難者の受入れに必要な一時滞在施設の確保)

- 災害発生時の帰宅困難者等の円滑な帰宅を支援するため、避難所案内の情報提供等の対策を検討する。また、一斉帰宅の抑制対象者の自助意識を促進するため、市内業者等に対し、3日間程度の食料、飲料水等の備蓄、通信手段の確保、徒歩での帰宅経路の事前確認等の推進について啓発に努める。

所属	防災課	リスクシナリオ	2-4
----	-----	---------	-----

(下水道業務継続計画（BCP）の検証)

- 下水道業務継続計画の実効性及び体制の検証を行うとともに、下水道施設の緊急点検、市民対応などの個別行動マニュアルの作成、具体的な復旧計画の作成、資機材の充実等、計画の充実を図る。

また、他市との相互支援の内容、災害時訓練の合同取組等を検討する。

所属	下水道事業室	リスクシナリオ	2-7、6-3
----	--------	---------	---------

(公の施設の指定管理者との協定の締結推進)

- 指定管理者が管理している避難所となる公の施設について、安全な施設として整備するとともに、災害発生時における市と指定管理者の役割分担を定める。

所属	防災課	リスクシナリオ	3-2、3-3
----	-----	---------	---------

(業務継続体制の強化)

- 市業務継続計画（BCP）の実効性の向上を図る取組を推進する。

所属	防災課	リスクシナリオ	3-3
----	-----	---------	-----

(無電柱化等)

- 災害発生時の倒壊した電柱の早期撤去・復旧について、災害発生時の応急対応に必要な資機材の確保について、民間企業と協定を締結する。

所属	防災課・道路管理課	リスクシナリオ	5-4、6-1
----	-----------	---------	---------

(大規模災害時の広域的な応援体制の整備)

- 他の自治体と大規模災害時の相互応援協定を締結し、被災市の災害応急対策、災害復旧及び災害からの復興を円滑に遂行できる広域的な応援協力体制を整備する。

所属	防災課	リスクシナリオ	6 - 5
----	-----	---------	-------

(迅速な復旧・復興や円滑な防災・減災事業の実施)

- 都市計画事業及び2軸化構想に伴う区域並びに地籍が混乱している地域の地籍調査を実施する。

所属	道路管理課	リスクシナリオ	8 - 2
----	-------	---------	-------

(地域コミュニティの構築の推進)

- 自治会や地域協働協議会等が行う地域コミュニティ活動を支援し、災害時に地域住民が助け合える環境づくりを進める。

所属	市民活動振興室・防災課	リスクシナリオ	8 - 3
----	-------------	---------	-------

(災害時における地域防犯体制の充実)

- 夜間防犯パトロールの実施、防犯カメラ2,000基の運用及び寝屋川市防犯協会や寝屋川警察署等と連携した防犯啓発の実施など、市独自の防犯活動を継続するとともに、専門家による市内四駅周辺を含めた犯罪多発地域の調査・研究を踏まえた防犯施策を推進するなど、平時からの防犯意識の向上を図ることで、災害時における治安の悪化、社会の混乱を未然防止する。

所属	監察課	リスクシナリオ	3 - 1
----	-----	---------	-------

(2) 住宅・都市

(災害に強い都市整備の推進)

- 土地区画整理事業、市街地再開発事業、街なみ環境整備事業、防災街区整備事業、道路・街路の整備などによる災害に強い良好な市街地形成を推進する。

所属	まちづくり推進課・2軸化事業本部	リスクシナリオ	1-1、7-1
----	------------------	---------	---------

(住宅・建築物等の耐震化)

- 地震発生時における民間建築物の安全性の向上を推進し、建築物の倒壊等から市民の生命、身体及び財産を保護することを目的に、耐震フォーラム等の開催、耐震補助制度を継続して行うなど、耐震化に向けた取組を進める。

所属	住宅政策課	リスクシナリオ	1-1、7-2
----	-------	---------	---------

- 大規模盛土造成地マップを公表及び周知し、日頃から宅地の状況等の点検を促しており、今後、大規模盛土造成地ごとの造成年代調査を実施し、大規模盛土造成地マップの高度化を図ることで、市民の防災意識の向上を図る。

所属	防災課・審査指導課	リスクシナリオ	1-1
----	-----------	---------	-----

(非構造部材の耐震化)

- 地震発生時における建築物の非構造部材の損傷等から市民の生命、身体及び財産を保護することを目的に、窓ガラスへの飛散防止フィルムの貼り付けや天井材の脱落防止対策を講じるなどの改修方法の普及促進を図る。

所属	住宅政策課	リスクシナリオ	1-1
----	-------	---------	-----

(交通施設及び沿線・沿道建物の耐震化の促進)

- 耐震診断義務付け対象路線沿道の要安全確認計画記載建築物（昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建てられた一定以上の高さの建築物）の所有者等に対し、耐震化に向けた指導及び助言を行う。

所属	住宅政策課	リスクシナリオ	1-1
----	-------	---------	-----

(道路及び橋梁の長寿命化)

- 舗装長寿命化修繕計画及び橋梁長寿命化修繕計画に基づき、道路及び橋梁の長寿命化を図る。

所属	道路管理課	リスクシナリオ	1 - 1、5 - 1
----	-------	---------	-------------

(避難路の確保)

- 鉄道線路の高架等により、延焼遮断帯となる環境側道等を整備し、新たな避難経路を確保する。

所属	高架事業課	リスクシナリオ	1 - 1
----	-------	---------	-------

- 都市計画道路整備時に、電線共同溝等の無電柱化を図る。

所属	道路建設課	リスクシナリオ	1 - 1
----	-------	---------	-------

(火災予防・被害軽減のための取組)

- 地震発生時等の人的被害や建物被害を軽減するため、密集住宅地区の整備を進める。

所属	住宅政策課	リスクシナリオ	1 - 1
----	-------	---------	-------

- 市営明和住宅の入居者を対象に市内の公的賃貸住宅及び民間賃貸住宅の空き家ストックを活用した借上住宅への移転を推進するとともに、各住棟において、空き住棟になり次第、当該建物を解体・除去するなど、市営住宅の再編整備を進める。

所属	まちづくり推進課	リスクシナリオ	1 - 1
----	----------	---------	-------

(治水対策の促進)

- インフラ保全計画（下水道ストックマネジメント計画に定める改築実施計画及び水路関係施設保全計画）に基づき、下水道施設及び水路等施設の計画的な施設の改築更新を進めるとともに、効率的な維持管理を適切に行う。

所属	下水道事業室	リスクシナリオ	1 - 4
----	--------	---------	-------

(密集住宅地区の解消)

- 地震発生時等の人的被害や建物被害を軽減するため、密集住宅地区の整備を進める。

所属	住宅政策課	リスクシナリオ	1 - 2、7 - 1
----	-------	---------	-------------

(3) 保健・医療・福祉

(医療用資機材・医薬品等の供給体制の整備)

- 大規模災害発生時の医療用資機材及び医薬品の供給について、大阪府及び市薬剤師会との連携強化を図るとともに、災害時の協定及びマニュアルについて必要な改正を行う。

所属	保健総務課	リスクシナリオ	2 - 5
----	-------	---------	-------

(地域の医療機関との連携体制の整備)

- 災害時の協定及びマニュアルについて必要な改定を行い、災害発生時に、迅速かつ適切に対応できる連携体制を整備する。

所属	保健総務課	リスクシナリオ	2 - 5
----	-------	---------	-------

- 関係医療機関との平時からの連携体制の整備を図る。また、在宅医療中の難病患者及びその家族への支援体制に関する課題について情報共有を図り、地域の実情に応じた体制を整備するとともに、難病により医療的ケアが必要な市民に対する災害時の対策を推進する。

所属	保健予防課	リスクシナリオ	2 - 5
----	-------	---------	-------

- D M A T（災害派遣医療チーム）等が災害時の急性期から初期のフェーズに円滑な対応ができる環境整備を図るため、災害拠点病院（関西医科大附属病院）を中心とした医療関係機関等との連携体制の強化に努める。また、市三師会及び病院と連携の下、災害時の負傷者のトリアージ及び円滑な高次医療機関への移送体制を整備するとともに、D H E A T（災害時健康危機管理支援チーム）の円滑な受入れのための体制整備に努める。

所属	保健総務課・健康づくり推進課	リスクシナリオ	2－5
----	----------------	---------	-----

（平時からの感染症予防の促進）

- 感染症の蔓延防止事業（患者の問診等）、感染症に関する啓発事業（施設向け研修の実施、市民等への啓発グッズの配布）等の防疫活動を行う。

所属	保健予防課	リスクシナリオ	2－6
----	-------	---------	-----

- 成人用肺炎球菌ワクチン、高齢者肺炎球菌ワクチン、高齢者のインフルエンザワクチン、成人麻しん風しんワクチン予防接種の費用助成を行い、市民の各種感染症の発症及び重症化並びに蔓延を防止する。

所属	健康づくり推進課	リスクシナリオ	2－6
----	----------	---------	-----

- 年少児の各種感染症の蔓延及び重症化を防止するため、予防接種法に基づき子どもの定期予防接種を実施する。

また、保護者の経済的負担の軽減と年少児の健康増進を図るため、季節性インフルエンザワクチンの接種費用を助成する。

所属	子育て支援課	リスクシナリオ	2－6
----	--------	---------	-----

- 感染症の蔓延防止のため、感染症に関する啓発事業（広報・SNS等での発信、施設向け研修の実施、市民等への啓発グッズの配布）等を行う。

所属	保健予防課	リスクシナリオ	2－6
----	-------	---------	-----

(消毒や害虫駆除等)

- 衛生害虫等駆除業務の協力について協定を結び、災害発生時には適切に対応する。

所属	保健予防課	リスクシナリオ	2 - 6
----	-------	---------	-------

(医療活動を支える取組)

- 職員研修を実施し、市民の健康及び安全を守るための公衆衛生の視点を持った避難所アセスメント能力の向上を図る。

所属	保健総務課	リスクシナリオ	2 - 7
----	-------	---------	-------

(応援医療体制の整備・拡充)

- 医療的ケア児やその保護者が自助・共助に備えることができるよう関係機関間の情報共有の場を設ける。

また、平時から医療的ケア児等へ情報提供し、支援機関と課題を共有することを通じ、地域住民の共助への意識づけを推進する等、地域力の活性化を図る。

所属	子育て支援課	リスクシナリオ	2 - 5
----	--------	---------	-------

(相談体制の確立)

- 発災後速やかに被災者のこころのケアを行うため、寝屋川市保健医療調整本部統括班、避難所等支援班と連携のもと、相談体制の確保や DPAT（災害派遣精神医療チーム）の受入体制を確保する。

所属	保健予防課	リスクシナリオ	2 - 2、2 - 7
----	-------	---------	-------------

(受援体制の強化)

- DMAT（災害派遣医療チーム）を始めとした保健医療活動チームの受援を想定した医療救護体制を整備するため、大阪府、災害拠点病院（関西医科大学附属病院）及び医療関係機関等との連携体制を強化するとともに、必要なマニュアルの作成や研修等を実施する。

所属	保健総務課	リスクシナリオ	2 - 5
----	-------	---------	-------

(高度在宅医療患者への対応)

- 災害発生後、24 時間以内または状態により可及的速やかに安否の状態を把握し、応急的な電源と医療用物資の確保、及び療養先の確保に向けた調整を行う。
- 平時より予備電源の確保や医療物資の備えを促し、自助を向上させられるよう働きかける。

所属	保健予防課	リスクシナリオ	2 - 5
----	-------	---------	-------

(衛生管理の強化)

- 平常時から食品関係施設の監視指導及び市民、市内事業者に対して衛生意識の向上を図るために衛生講習会等を実施する。

所属	保健衛生課	リスクシナリオ	2 - 6
----	-------	---------	-------

(感染症対策の充実)

- 研修に参加し感染症対策に必要な知識や技術を習得するとともに、必要な対策が迅速にとれるよう平時から対応マニュアルを整備する。
- 発災時は、迅速に状況を把握し対策を講じるため、寝屋川市保健医療調整本部統括班、避難所等支援班と連携のもと、必要な受援体制を確保する。

所属	保健予防課	リスクシナリオ	2 - 6
----	-------	---------	-------

(家庭動物保護体制の整備)

- 災害時保健医療対策マニュアルを作成し、災害を想定した研修・訓練等を実施するなど、家庭動物の保護体制を整備する。

所属	保健衛生課	リスクシナリオ	2 - 7
----	-------	---------	-------

(避難体制の確立)

- 災害時保健医療対策マニュアルを作成し、避難所等における健康相談や健康教育の実施、保健医療活動チームの受援体制の整備など、避難者の健康管理や生活環境の整備を行う。

所属	保健予防課	リスクシナリオ	2 - 7
----	-------	---------	-------

(4) エネルギー・環境

(災害時支援体制の維持)

- 緊急車両等の燃料確保のため、関係機関と燃料供給について協定を締結する。

所属	防災課	リスクシナリオ	3-3、6-1
----	-----	---------	---------

(電力供給遮断時の電力確保)

- 避難所における生活等に必要不可欠な電力及び防災拠点における電力を確保する。

所属	防災課	リスクシナリオ	6-1
----	-----	---------	-----

(再生可能エネルギー等の導入促進)

- 住宅、自治会集会所への太陽光発電システム設置に対する補助を実施する。

所属	環境総務課	リスクシナリオ	6-1
----	-------	---------	-----

(耐食性・耐震性に優れたガス管への取替え)

- LPガス等の燃料を取り扱う事業者と協定を締結し、災害発生時等にガス供給が停止した時でも燃料が確保できる体制を整備する。

所属	防災課	リスクシナリオ	6-1
----	-----	---------	-----

(災害廃棄物を仮置きするためのストックヤードの確保)

- 大量の災害廃棄物を一時的に保管するための災害時ストックヤードを整備する。

所属	環境事業課	リスクシナリオ	8-1
----	-------	---------	-----

(災害廃棄物処理計画の推進)

- 寝屋川市災害廃棄物処理基本計画に基づき、災害発生時に災害廃棄物の処理を迅速に行える体制等を整備する。

所属	環境総務課	リスクシナリオ	8 - 1
----	-------	---------	-------

- 災害廃棄物処理について、他自治体と連携を図るなど、より一層、災害の規模や被災状況に応じた災害支援体制を推進する。

所属	環境総務課	リスクシナリオ	8 - 1
----	-------	---------	-------

- 南海トラフ巨大地震発生時に想定されている約136万トンの災害廃棄物の一時保管に対応するための仮置場の整備を図るとともに、道路情報、収集運搬車両の状況等を踏まえ、災害廃棄物の運搬方法についても適切に対応する。

所属	環境総務課	リスクシナリオ	8 - 1
----	-------	---------	-------

(有害物質（石綿）の拡散や漏えいの防止対策)

- 有害物質を使用する事業場への定期的な立入検査を実施し、特定施設・届出施設の確認を行い、適正な施設管理を指導する。また、災害時には、石綿の飛散・ばく露防止措置を適切に講じるため「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改訂版）」等を広報等により周知する。

所属	環境保全課	リスクシナリオ	7 - 4
----	-------	---------	-------

(5) 情報通信

(情報通信機能の耐災害性の強化)

- 消防情報システム（通信指令システム、支援系システム、画像転送システム、その他業務システム等で構成されるシステムの総称）について、常時安定稼働を維持する。また、より一層、業務の円滑化を図るため、消防情報システムの適切な維持管理及び定期点検を実施するとともに、関連機器等のハードウェア及びソフトウェアの更新を定期的実施する。

所属	防災課（枚方寝屋川消防組合）	リスクシナリオ	2－3
----	----------------	---------	-----

(情報伝達機器等を活用した災害対策)

- 防災行政無線（固定系・移動系）及び災害時優先電話の使用方法を周知するとともに、通信手段の充実を図る。

所属	防災課	リスクシナリオ	4－2
----	-----	---------	-----

- 防災行政無線（固定系・移動系）等の既存の情報伝達手段のほか、新たな技術・手段による情報伝達について調査・研究する。

所属	防災課	リスクシナリオ	4－2
----	-----	---------	-----

(情報通信システム基盤の耐災害性の強化等)

- 全国瞬時警報システム（J－A L E R T）による同報系防災行政無線の自動連携装置等を適切に管理運用することで、緊急地震速報等の緊急情報を迅速かつ的確に受信し、市民等へ伝達する。また、テレビのほか、緊急速報メール、防災行政無線、市ホームページ、市広報アプリ、SNS等、多様な情報伝達手段を活用し、要配慮者の特性等も踏まえ、災害発生時に必要な情報を市民に広く届ける。

所属	防災課	リスクシナリオ	4－1
----	-----	---------	-----

(庁内ネットワーク及び基幹系ネットワークの機器等の耐災害性の強化等)

- 障害、災害等による業務停止の防止を図るため、情報システム、通信回線等の耐災害性を強化する。

所属	情報化推進課	リスクシナリオ	3-3、6-5
----	--------	---------	---------

(情報収集伝達体制の強化)

- メディアとの連携強化などにより、伝達手段の多重化・多様化を図る。

所属	企画三課	リスクシナリオ	4-3
----	------	---------	-----

- 外国人に対しては、多言語化や文化の違いを考慮した情報を市ホームページやSNSを活用して発信を行う。

所属	企画三課	リスクシナリオ	4-3
----	------	---------	-----

(6) 産業構造

(事業者による自主防災体制の整備)

- 重要な産業施設・商業施設の損壊、火災、爆発等を防ぐため、企業版BCPの策定促進を図る。

所属	産業振興室	リスクシナリオ	5-1、5-2、5-3
----	-------	---------	-------------

(地域の中小企業等の事業再開のための支援体制の充実)

- 地域の中小企業等に対し、経営支援等を行うとともに、災害時に活用できる国等の各種制度の周知を行う。

所属	産業振興室	リスクシナリオ	8-5
----	-------	---------	-----

(7) 交通・物流

(避難路の確保)

- 鉄道線路の高架等により、延焼遮断帯となる環境側道等を整備し、新たな避難経路を確保する。

所属	高架事業課	リスクシナリオ	1 - 1
----	-------	---------	-------

(物資輸送ルートの確保)

- 大規模な災害時に物資を供給するため、民間施設と災害時における物資の保管に関する協定等を締結する。

所属	防災課	リスクシナリオ	2 - 2
----	-----	---------	-------

(市域東部エリアのまちづくり)

- 災害発生時における寝屋川公園（広域避難所）への円滑な避難経路及び輸送路の確保、電線類の地中化、駅周辺への防災拠点ともなり得る都市機能の誘導など、市域東部エリアのまちづくりを推進する。

所属	まちづくり推進課・道路管理課・教育政策総務課	リスクシナリオ	6 - 1
----	------------------------	---------	-------

(無電柱化等)

- 災害発生時の倒壊した電柱の早期撤去・復旧について、災害発生時の応急対応に必要な資機材の確保について、民間企業と協定を締結する。（再掲）

所属	防災課・道路管理課	リスクシナリオ	5 - 4、6 - 1
----	-----------	---------	-------------

- 都市計画道路整備時に、電線共同溝等の無電柱化を図る。（再掲）

所属	道路建設課	リスクシナリオ	5 - 4、6 - 1
----	-------	---------	-------------

(道路の安全確保)

- 路面下空洞調査結果を基に経過観察を行い、状況に応じて再調査を実施し、道路陥没等の危険個所の早期発見・復旧を行う。

所属	道路管理課	リスクシナリオ	7－2
----	-------	---------	-----

(交通確保体制の整備)

- 交通インフラの長期間にわたる機能停止を防ぐため、幹線道路ネットワークの整備等の防災対策を行う。

所属	道路管理課	リスクシナリオ	5－4、6－4
----	-------	---------	---------

(8) 農林業

(地盤災害予防対策の推進)

- ため池等の農業用施設の決壊等防ぐため、農業用施設を管理する地元団体等が実施する計画的な改修等に対して支援を行う。また、ため池ハザードマップの周知を行い、地域住民の自主的な避難や危険回避行動を促す。

所属	産業振興室	リスクシナリオ	7－3、7－5
----	-------	---------	---------

(農地等の防災対策)

- 被災した農地、水路、ため池、農道等の農業用施設を迅速に再建・回復できるようにするため、支援体制の充実を図る。

所属	産業振興室	リスクシナリオ	5－5
----	-------	---------	-----

(9) 国土保全・土地利用

(避難路の確保)

- 狭小敷地の空き家、利用目的のない空き家及び管理不全の空き家を除去し、新たな土地利用を促進するため、空き家の除去に要する費用の一部を補助する。

所属	住宅政策課	リスクシナリオ	1 - 1
----	-------	---------	-------

(密集住宅地区の解消)

- 地震発生時等の人的被害や建物被害を軽減するため、密集住宅地区の整備を進める。(再掲)

所属	住宅政策課	リスクシナリオ	1 - 2、7 - 1
----	-------	---------	-------------

- 市街地内の土地利用の細分化、老朽化した木造建築物の密集、十分な公共施設がない等、都市機能の低下がみられる地域において、合理的かつ健全な高度利用及び都市機能の更新を図る。

所属	住宅政策課	リスクシナリオ	1 - 2
----	-------	---------	-------

(都市公園事業の推進)

- 東部大阪都市計画黒原旭町公園を拡張し、災害時の一時避難所として活用する。

所属	公園みどり課	リスクシナリオ	1 - 2
----	--------	---------	-------

- 市営高柳住宅の跡地を都市公園として整備し、災害時の一時避難所として活用する。

所属	まちづくり推進課・公園みどり課	リスクシナリオ	1 - 2
----	-----------------	---------	-------

(治水対策の促進)

- 10年に1回程度の降雨を対象として、下水道施設の適切な整備を推進する。

所属	下水事業室	リスクシナリオ	1 - 4
----	-------	---------	-------

- 公園貯留浸透施設設置事業を実施し、寝屋川流域総合治水対策を推進する。

所属	下水事業室	リスクシナリオ	1 - 4
----	-------	---------	-------

- 治水施設の運転・監視装置を整備し、水防力の強化及び情報化を推進する。

所属	下水事業室	リスクシナリオ	1 - 4
----	-------	---------	-------

(10) リスクコミュニケーション

(通信基盤・施設の堅牢化・高度化、体制・装備資機材や訓練の充実強化)

- 大規模地震を想定し、防災行政無線の点検・整備等、市民に円滑に通信・情報伝達ができるよう訓練を行う。

所属	防災課	リスクシナリオ	1 - 1、3 - 2
----	-----	---------	-------------

(情報伝達機器等を活用した災害対策)

- 防災行政無線（固定系・移動系）等の既存の情報伝達手段のほか、新たな技術・手段による情報伝達について調査・研究する。（再掲）

所属	防災課	リスクシナリオ	4 - 1
----	-----	---------	-------

(防災情報の提供)

- 避難行動要支援者及び避難が遅れた市民が緊急避難するための垂直避難ビルの協定について検討するとともに、協定を締結した際は市ホームページで市民へ周知する。

所属	防災課	リスクシナリオ	1 - 4
----	-----	---------	-------

- 災害発生時に市民に対して迅速かつ正確な情報提供を行うため、地域防災計画に基づき、災害発生時に市民に情報提供する内容を整理し、平時から災害発生時用のホームページを作成する。

所属	防災課	リスクシナリオ	1 - 4
----	-----	---------	-------

- 淀川、寝屋川及び古川の各浸水想定区域の避難予定場所（指定避難所・指定緊急避難場所）等を示した洪水ハザードマップを更新し、全戸配布する等、洪水発生時の対応に必要な情報を市民へ周知する。

所属	防災課	リスクシナリオ	1 - 4
----	-----	---------	-------

（津波避難対策の市民周知等）

- 洪水に備え、民間事業者等と垂直避難の協定等を締結する。

所属	防災課	リスクシナリオ	1 - 3
----	-----	---------	-------

（洪水ハザードマップの改訂）

- 洪水ハザードマップについては、適宜改訂を行う。

所属	防災課	リスクシナリオ	1 - 4
----	-----	---------	-------

（土砂災害警戒区域等の周知）

- 市の避難勧告等の判断基準・伝達マニュアルについて、適宜見直しを行う。

所属	防災課	リスクシナリオ	1 - 5
----	-----	---------	-------

（被災者生活再建支援）

- 応急仮設住宅の早期供給体制の整備、住宅関連情報の提供、復旧資機材の調達、雇用の機会の確保など、被災者生活再建支援を行う。

所属	防災課	リスクシナリオ	8 - 4
----	-----	---------	-------

(11) 人材育成

(医療活動を支える取組)

- 職員研修を実施し、市民の健康及び安全を守るための公衆衛生の視点を持った避難所アセスメント能力の向上を図る。(再掲)

所属	保健総務課	リスクシナリオ	2 - 7
----	-------	---------	-------

(他水道事業者等の連携や人材育成・強化の推進)

- 大阪広域水道企業団及び近隣各水道事業者との応援協定による合同応急給水訓練への参加や相互連絡管を活用した自主的な応急給水訓練を近隣水道事業者と行う。

また、民間企業との連携協定による協力体制の更なる強化を図る。

大阪広域水道企業団や大阪市水道局等が実施する研修会への参加により、職員の危機管理意識と技術力の向上に取り組む。

所属	経営総務課・水道事業課	リスクシナリオ	6 - 2
----	-------------	---------	-------

大阪府寝屋川市

令和3年2月